



2010年1月18日発行

NPO法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

「成年後見支援センターだより」

編集責任者 高山 直樹  
〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-48  
ワラシナビル5階  
電話・FAX 0467-85-6660

## 特集「地域包括支援センターにおける権利擁護」



### 地域に必要な権利擁護とは何か

S ネット理事・翔の会 高齢部門施設長 高橋 健一

昨年(09年)の11月、韓国の大学で開催された「高齢者福祉の現場の権利擁護」に関する学術大会に招かれました。

韓国は08年7月に、ドイツ、日本に次いで公的介護保険制度を導入しました。施行後1年を経過し、韓国の福祉分野の研究者や国家人権委員会の担当者も参加して今後の韓国福祉の権利擁護のありかたを探る学術大会でした。

湘南ふくしネットワーク(S ネット)理事長の高山さんの教え子でもある韓国の研究者がこの学術大会を開催準備した関係もあり、日本の研究者や福祉現場の実践者としてぼくを招いてくれたのでした。

その中でぼくは、茅ヶ崎市の先駆的な実践例も報告しました。

茅ヶ崎市は、2000年4月に日本の介護保険が導入されてまもなく半年後には「茅ヶ崎市介護サービス相談員派遣事業」を全国でも先駆けて導入しました。この介護サービス相談員制度はS ネットの実践も参考にされ国会の委員会で審議され導入されたものです。ぼく自身も相談員派遣事業のスーパーバイザーを神奈川県に任命され厚木市を担当しているため、茅ヶ崎市や厚木市の状況を紹介しました。

また、茅ヶ崎市は「成年後見支援センター」を、08年から市とS ネットの協働事業として市町村では先駆けて発足させていることを紹介しました。

しかし、韓国の研究者は日本をよく研究していて、「社協の地域福祉権利擁護事業はどう機能していますか?」「地域包括支援センターにおける権利擁護は実際にはどのように役立っていますか?」と、報告後の質問の中で尋ねられました。正直、ぼくはドキリとしました。(通訳を通じてのやり取りなのでぼくの記憶に基づく内容を要約、補足しています)

社協の地域福祉権利擁護事業については、「実際にはお金の管理等が主に注目されており、本来の権利擁護のほんの一部であること。判断能力が不十分な人に対してのサービスなのに、個人と社協との「契約」に最低限の契約能力が利用者に求められている点で矛盾をはらんでいて十分に活用されているとは言えない」

また地域包括支援センターにおける権利擁護については、「地域包括の現場では、専門職たちは介護予防プランのルーティンワークに追われ社会福祉士としての専門性をなかなか発揮出来ないのが現状だ」

「しかし、そんな中、茅ヶ崎市の主催で茅ヶ崎市成年後見支援ネットワーク連絡協議会が隔月で開催され、市の高齢と障害担当、保健福祉事務所、社協、包括、障害系の相談センター、弁護士・社会福祉士・司法書士・行政書士等々の会の代表が一同に顔を合わせて成年後見支援に関する具体的な事例を共有する機会を持っている。そこで地域に必要な権利擁護とは何かが見えつつだが見えてきて来ている。これはとても貴重な

(次ページへ続く)

実践だ。また茅ヶ崎市では地域包括の社会福祉士の虐待事例検討会に成年後見支援センターの相談員が隔月で参加し具体的な対応例を共有し権利擁護を模索している」こんな事を答えました。

海外に出て私達の活動を説明する事は、今自分は何をしているのか鏡のように見えてきます。

茅ヶ崎市においても地域包括支援センターのありかたが再検討されています。優秀な専門職の人材確保、専門性を充分発揮できる環境を整えるのは茅ヶ崎市と市民の責任です。日本の権利擁護そして茅ヶ崎の実践を韓国の研究者達は注目しています。真に誇れる権利擁護を実践する地域包括支援センターを茅ヶ崎に創って行きたいと願っています。

## 地域包括支援センター・社会福祉士部会の取り組みについて

茅ヶ崎市地域包括支援センター「青空」社会福祉士 山崎 宏和

平成18年に設置された地域包括支援センターには、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士という3つの専門職が配置され、高齢者の福祉や介護などに関する相談に広く応じています。

茅ヶ崎市内に7ヶ所ある地域包括支援センターでは、その専門職ごとに部会を持ち、月に1度ずつ会合を行っています。それぞれの部会がその専門性を生かした活動を行っていますが、今回はその中で社会福祉士部会の活動を紹介させていただきます。

地域包括支援センターにおける社会福祉士に求められていることとしては、主として高齢者虐待の防止や権利擁護に関する事などが挙げられます。そのため、虐待の早期発見につながるネットワーク作りや成年後見制度など権利を守るための制度の活用などに専門性を発揮しなければなりません。まだまだ十分な支援が出来ているとはいえないと思いますが、部会を通しての活動を進めることで同じ職種での共通認識を高めることにつながるとは感じています。

今年度の社会福祉士部会の取り組みとしては、消費者被害防止についての研修会の開催、虐待対応事例集の作成、虐待事例検討会の開催を大きな柱としています。

成年後見支援センターとの関わりという点では、隔月で開催している虐待事例検討会に参加をしてもらい意見交換の場を持ったり、成年後見制度の申立手続きについての勉強会の場を持ってもらったりというつながりがあります。

成年後見支援センターをはじめ、関係機関との連携・協力の機会を持つことで、情報交換の場として、また、各々のスキルアップの場として社会福祉士部会を実りあるものにしていければと思いますし、引いてはその場で培ったものを各包括支援センターの現場で少しずつでも生かすことができればと考えています。



### 茅ヶ崎市内地域包括支援センター紹介

第1地区 地域包括支援センター 「ゆず」  
茅ヶ崎市新栄町13-48 (ワラシナビル5階)  
電話： 84-5830  
茅ヶ崎・元町・若松町・幸町・新栄町・本村  
十間坂・共恵

第2地区 地域包括支援センター 「みどり」  
茅ヶ崎市浜之郷718-2  
電話： 84-0775  
下町屋・浜之郷・矢畑・円蔵・西久保・今宿  
平太夫新田・萩園

## 地域包括支援センターにおける権利擁護

成年後見支援センター統括責任者 高山 直樹

Sネット及び成年後見支援センターは、権利擁護という価値を活動の中心に置いています。権利を「その人らしく生きるために欠かせないもの」ととらえ、「擁護」をその方の生きる力に着目し、自己決定を支援していくことととらえています。したがって権利擁護は、住み慣れた地域において、身近な人たちが徹底的に寄り添う支援でもあります。

2006年に介護保険法が改正され、地域密着型福祉の方向が打ち出されました。その支援の中核拠点に位置づけられたのが地域包括支援センターです。この包括とは、インクルージョンという言葉でもあり、ノーマライゼーションの発展した形とも言われています。それは、住み慣れた地域のなかで孤立させず、排除されず、包み込まれながら、地域生活支援を行うことです。機能としては、介護予防、総合相談、長期継続ケアマネジメントそして権利擁護機能が位置づけられています。

茅ヶ崎市において、成年後見支援センターは、成年後見に関係するさまざまな相談を受けてきました。成年後見制度は判断力の低下している方々の財産管理と身上監護を目的とする権利擁護の制度です。しかしこの制度のみでは、その人らしい生活を支えることは困難です。利用者の真の声や想いをしっかりと聴き、代弁し、想いの実現のために地域において支援のネットワークを構築していくことが必要となります。この実践の過程が権利擁護であります。

昨年も多くの相談がありましたが、市内の7つの地域包括支援センターにつながり、継続的な支援に結びついた事例も増えてきています。その意味でも、地域包括支援センターは、支援のネットワークを生み出す拠点であり、権利擁護の要であり、その実践の積み重ねは、すべての市民がその人らしく生きることが出来る「街づくり」の構築につながるものといえます。



### 第3地区 地域包括支援センター「あい」

茅ヶ崎市東海岸南1-1-4

電話： 88-1716

中海岸・東海岸北・東海岸南

### 第4地区 地域包括支援センター「すみれ」

茅ヶ崎市柳島1-9-13

電話： 84-6321

南湖・中島・松尾・柳島・柳島海岸・浜見平

### 第5地区 地域包括支援センター「あさひ」

茅ヶ崎市旭が丘6-11

電話： 84-6383

旭が丘・松が丘・平和町・菱沼海岸・浜須賀・白浜町  
浜竹・松浪・出口町・ひばりが丘・美住町・常磐町  
富士見町・汐見台・緑が浜

### 第6地区 地域包括支援センター「青空」

茅ヶ崎市小和田3-3-5

電話： 55-2360

代官町・本宿町・赤松町・小桜町・小和田  
赤羽根・高田・室田・菱沼・松林

### 第7地区 地域包括支援センター「あかね」

茅ヶ崎市香川3-21-26

電話： 55-1535

鶴が台・松風台・甘沼・香川・みずき  
下寺尾・堤・芹沢・行谷

### 「権利擁護支援フォーラムin湘南」開催される

去る12月13日、平塚プレジールにおいて「全国権利擁護支援ネットワーク」構築と組織化をめざし、関東ブロックで活動する権利擁護団体が集い、それぞれの取り組みの発表があり、当支援センターも活動を報告しました。

また、NPO法人PASネット制作のDVD「権利擁護で暮らしを支える」が上映され、本人を中心としたネットワークを作り、地域での生活を支える権利擁護活動が紹介されました。

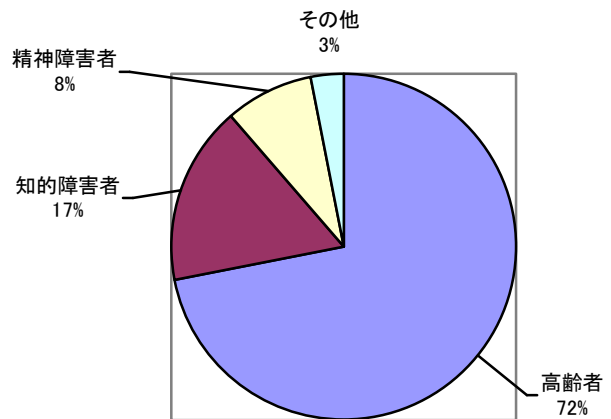
### 「夕映えの成年後見相談会」開催

茅ヶ崎市・成年後見支援センター協働事業の後見相談会を、12月19日(土)に開催しました。平日の相談日に来所出来ない方や、特に法律家との相談を希望される方などのご要望に応える目的で、昨年度に引き続き、2回目の開催でした。

当日は当センターの法律家と社会福祉士が10人の茅ヶ崎市民からのご相談に応じました。成年後見制度への市民の関心の高さや、そのニーズに応えるための支援の必要性を感じました。

### 成年後見支援センター報告 2008年4月～2009年9月

相談件数(来所)	207回
相談件数(電話・FAX)	76回
相談者数	96名
自宅・施設など訪問	16回
市役所、家庭裁判所同行	8回
申立て手続き支援	13件
相談事例を関係機関と検討	20回
出前ミニ講座	10回
講演会講師	8回
成年後見支援ネットワーク連絡協議会	9回



茅ヶ崎市・成年後見支援センター協働事業 シンポジウム

### 自分らしく生きる

### ～私の後見人活動～

日時 2010年2月27日(土)  
午後1時30分～4時30分(開場1時)

場所 茅ヶ崎市役所分庁6階 コミュニティホール

参加費 500円(資料代を含む)

基調講演 大門 亘 さん(大門社会福祉士事務所)

シンポジスト 「ぱあとなあ神奈川」所属社会福祉士

特定非営利活動法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

### 成年後見支援センター

住所: 茅ヶ崎市新栄町13-48  
7ラシナビル 5階

電話・FAX: 0467-85-6660

月・水・金の10:00～17:00  
(祝祭日はお休み)

お気軽にお電話ください!